

青森県報

第二千二百九十五号

平成十六年
三月一日
(月曜日)

目 次

告 示

公印の印影を印刷することができる文書の一部改正	(総務学事課)	一
技能検定試験の施行	(労政・能力 開発課)	一
右 同	(同)	三
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	(水産振興課)	四
経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等	(監理課)	四
都市計画事業の認可	(都市計画課)	六
都市計画事業計画の変更認可	(同)	六
公 告		
二級建築士試験及び木造建築士試験の施行	(建築住宅課)	六
選挙管理委員会		
公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程 (事務局)		七
公安委員会		
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	(生活安全 企画課)	九
右 同	(同)	一〇

告 示

示

青森県告示第二百二十七号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号 (公印の印影を印刷することができる文書) の一部を次のように改正する。

平成十六年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第五十三号を次のように改める。

五十三 建設業者の経営事項審査に係る次に掲げるもの

1 経営規模等評価結果通知書

2 総合評定値通知書

青森県告示第二百二十八号

平成十六年度前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則 (昭和四十四年労働省令第二十四号) 第六十六条第三項の規定により公示する。

平成十六年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 一級及び二級

造園 (造園工事作業)、機械加工 (普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、放電加工 (形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業)、鉄工 (製缶作業、構造物鉄工作业)、建築板金 (内外装板金作業、ダクト板金作業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備 (産業車両整備作業)、建設機械整備 (建設機械整備作業)、婦人子供服製造 (婦人子供注文服製作作業)、紳士服製造 (紳士注文服製作作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業)、印刷 (オフセット印刷作業)、プラスチック成形 (射出成形作業)、強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業)、石材施工 (石張り作業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、ブロック建築 (コンクリート

ブロック工（作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（表具製作、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンター作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

3 単一等級

塗料調色（調色作業）

二 実施期日

1 実技試験は、平成十六年六月十四日（月）から同年九月五日（日）までの間に、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成十六年八月一日（日）午前十時に実施する職種

三級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンター作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

(二) 平成十六年八月一日（日）午後一時十五分に実施する職種

三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）

(三) 平成十六年八月二十二日（日）午前十時に実施する職種

一級及び二級

造園（造園工事作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）

(四) 平成十六年八月二十二日（日）午後一時十五分に実施する職種

一級及び二級

プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）

(五) 平成十六年八月二十九日（日）午前十時に実施する職種

一級及び二級

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンター作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）

(六) 平成十六年八月二十九日（日）午後一時十五分に実施する職種

一級及び二級

電子機器組立て（電子機器組立て作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、紳士服製造（紳士注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）

(七) 平成十六年九月一日（日）午前十時に実施する職種

一級及び二級

写真（肖像写真作業）

(八) 平成十六年九月五日（日）午前十時に実施する職種

一級及び二級

放電加工（形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、石材施工（石張り作業）、タイル張り（タイル張り作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（表具作業、壁装作業）

(九) 平成十六年九月五日（日）午後一時十五分に実施する職種

(1) 一級及び二級

建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事業)、フロー装飾(フロー装飾作業)

(2) 単一等級

塗料調色(調色作業)

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が削減される場合もある。

青森市

弘前市

十和田市

四 受検申請書の提出期限

平成十六年四月五日(月)から同月十六日(金)まで

五 その他検定に關し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に交付する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八

五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第百二十九号

平成十六年度全期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示する。

平成十六年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

三級、基礎一級及び基礎二級

さく井(パーカッション式さく井工事業、ロータリー式さく井工事業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハン

マ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、

金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト

板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛め

き作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具上

げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダ

イカスト(ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、

機械保全(機械保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組

立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉

制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配

線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和

機器施工作業)、染色(糸浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、

靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士

既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、

布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木

製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製

本作業、商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、

インフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石

材施工(石材加工作業、石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・

ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、

建築大工(大工工事業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、

左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラン

ト配管作業)、型枠施工(型枠工事業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンク

リート圧送施工(コンクリート圧送工事業)、防水施工(シーリング防水工事業

業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事業、カーペット系床仕上げ

工事業、鋼製下地工事業、ボード仕上げ工事業、カーテン工事業)、熱絶

縁施工(保温保冷工事業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイ

ント施工(ウエルポイント工事業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、

金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

二 実施期日

1 実技試験は、平成十六年四月一日(木)から平成十七年三月三十一日(木)ま

での間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行つ。
 2 学科試験は、平成十六年四月一日（木）から平成十七年三月三十一日（木）までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行つ。
 三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。
 2 学科試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。
 四 受検申請書の提出期限
 随時受け付けをする。
 五 その他検定に關し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会て交付する。

2 受検申請書の提出先
 青森市大字野尻字今田四三の一
 青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課（電話〇一七 七三四 九四二五）又は青森県職業能力開発協会（電話〇一七 七三八 五五六一）へ問い合わせること。

青森県告示第百三十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二條第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 名 称	届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
田名部 むつ市小川町二丁目六番六号 白川 孝 行	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 むつ市柳町二丁目八番一号 木 村 一 男	期 間 平成十六年三月一日から同 月十五日まで
		場 所 田名部漁業 協同組合

むつ市海老川町一六番一四号
坪 政 弘

青森県告示第百三十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十六第二項の規定による経営規模等評価の申請及び同法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等を次のように定めたので公示し、平成八年一月二十四日青森県告示第四十号（経営事項審査の申請の時期及び方法等）は、廃止する。

平成十六年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請及び請求の時期及び方法

1 申請及び請求の時期

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求は、青森県の休日に関する条例（平成元年三月青森県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日以外の日の午前十時から午後三時までの間で、知事が2の（二）の通知により指定した日時に行つこと。

2 申請及び請求の方法

（一）経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をしようとする者（以下「申請者等」という。）は、次の事項を記載した往復はがきを青森市長島一丁目一の「青森県県土整備部監理課に送付すること。

(1) 往復はがき（往信）の裏面

ア 主たる営業所の所在地

イ 商号又は名称

ウ 電話番号

エ 許可番号

オ 経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をする旨

(2) 往復はがき（返信）の表面

ア 郵便番号

イ 主たる営業所の所在地

ウ 商号又は名称

(二) 知事は、(一)の往復はがきの到達後、申請者等に対して申請又は請求の日時、場所等を通ずる。

(三) 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求は、(二)により知事が通知した日に、指定した場所に二の1及び2に定める書類を持参して行うこと。

二 提出書類等

1 提出書類

(一) 経営規模等評価の申請は、経営規模等評価申請書(規則別記様式第二十五号の十一)に工事経歴書(規則別記様式第二号の二)を添付して行うこと。

(二) 総合評定値の請求は、総合評定値請求書(規則別記様式二十五号の十一)に規則第十九条の五に規定する通知書を添付して行うこと。

2 提示書類

申請者等は、申請又は請求に当たって、3の(二)の申請等要領で定める書類を提示すること。

3 提出書類の用紙及び申請等要領の配布

(一) 提出書類の用紙の配布

1の提出書類(二)の通知書を除く。)の用紙は、次に掲げる者が配布する。

青森市安方二丁目九の一三

社団法人青森県建設業協会

電話〇一七 七二二 七六一

弘前市大字上鞆師町一八の一

弘前商工会議所

電話〇一七二 三三三 四一一

八戸市大字売市字観音下二八の五

社団法人八戸建設業協会

電話〇一七八 二二二 〇七五五

(二) 申請等要領の配布

2の提示書類等を定める申請等要領は、次に掲げる場所において配布する。

青森市長島一丁目一の一

青森県国土整備部監理課

電話〇一七 七三四 九六四〇

青森市大字幸畑字唐崎七六の四

青森県土整備事務所総務室

電話〇一七 七二八 〇二〇〇

弘前市大字蔵主町四

弘前県土整備事務所総務室

電話〇一七二 三二一 〇二八二

八戸市大字尻内町字鴨田七

八戸県土整備事務所総務室

電話〇一七八 二七 五一一

五所川原市字栄町一〇

五所川原県土整備事務所総務室

電話〇一七三 三五 二二〇五

十和田市西十二番町二〇の二

十和田県土整備事務所総務室

電話〇一七六 二三 四三一一

むつ市中央一丁目一の八

むつ県土整備事務所総務室

電話〇一七五 二二 一一三三

西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三八四の三七

鰯ヶ沢県土整備事務所総務室

電話〇一七三 七一 三三三五

三 経営規模等評価手数料及び総合評定値通知手数料

1 手数料の額

(一) 経営規模等評価手数料

八千円に、評価を受けようとする建設業一種類につき二千三百円として計算した額を加算した額

(二) 総合評定値通知手数料

四百円に、通知を受けようとする建設業一種類につき二百円として計算した額を加算した額

2 納付方法

青森県収入証紙をもって納付すること。

四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書を申請者等に郵送することによ

り行う。

五 問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部監理課

電話〇一七 七三四 九六四〇

青森県告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、弘前広域都市計画公園事業を平成十六年二月二十三日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画公園事業（二・二・七十三号広野第三公園）

三 事業施行期間

平成十六年三月一日から平成十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県弘前市大字大清水字下広野地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画広場事業の事業計画の変更を平成十六年二月二十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画広場事業（第一号駅前公園）

三 事業施行期間

昭和五十九年二月二日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成十六年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第十四条の規定により公告する。

平成十六年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科試験

(1) 日時

平成十六年七月四日（日）午前十時

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一

青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図試験

(1) 日時 平成十六年九月二十六日(日) 午前十一時三十分

(2) 場所 青森市篠田三丁目一六の一
青森県立青森工業高等学校

2 木造建築士試験

(一) 学科試験

(1) 日時 平成十六年七月二十五日(日) 午前十時

(2) 場所 青森市篠田三丁目一六の一
青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図試験

(1) 日時 平成十六年十月十日(日) 午前十一時三十分

(2) 場所 青森市篠田三丁目一六の一
青森県立青森工業高等学校

二 受験申込手続

1 受験申込書受付期間

平成十六年四月十二日(月)から同月十六日(金)まで(ただし、八戸市での受付は同月十三日(火)までとする。)

2 受験申込書受付場所

(一) 青森市安方二丁目九の一三 青森県建設会館
(二) 八戸市一番町九の二二 ユートリ

3 受験申込書類及び添付書類等

(一) 受験申込書(平成十六年一月以降に撮影した縦五・五センチメートル、横四センチメートルの無帽、無背景、正面上三分身を写した証明写真をちょう付したもの)
(二) 受験資格があることを証明する学校卒業証明書、検定合格証明書、その他実務経験についての証明書

(三) 受験申込用紙の請求先

社団法人青森県建築士会・建築士会各支部へ請求すること

三 合格発表

1 学科試験 平成十六年九月七日頃

2 設計製図試験 平成十六年十二月九日頃

四 その他

試験に関する問い合わせについては、社団法人青森県建築士会(電話〇一七七三 二八七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項の都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月一日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中正 三

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程(昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村委員会は、令第六十五條の十三(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)第三項の規定による告示をするときは、第三十五号様式の二に準じてしなければならない。

第二十五條第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第二十六條及び第三十條第一項中「不在者投票用封筒」を「投票用封筒」に改める。

第四十五條中「第三項」を「第四項」に改める。

第五十條の二中「郵便」を「郵便等」に改め、「又は令第六十五條の十六(市町村

における在外投票の送致)第一項」を削る。

第五十條の三中「令第六十五條の十六第二項」を削る。

第一百五十五条中「不在者投票用封筒」を「投票用封筒」に改める。
 第三十五号様式の次に次の様式を加える。
 第三十五号様式の二(第二十二条関係)

市(町、村)選挙管理委員会告示第 号
 年 月 日 執行の何選挙における在外選挙人名簿に
 登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を次のとおり指定
 したので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第六
 十五条の十三第三項の規定により告示する。

年 月 日

市(町、村)選挙管理委員会委員長 氏名

期日前投票所所在地

第四十一号様式中外封筒を次のように改める。

第四十一号様式(第二十五条関係)

(外封筒)

表

選挙
不在者投票
(外封筒)

印

注意 投票者欄の氏名は必ず
自分で書いてください。

投票者
(代理記載人)

投票年月日 年 月 日 投票場所

不在者投票管理者
立 会 人

交付市町村名 年 月 日
交付年月日
船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名
県 郡(市) 町村

投票区	住 所	名簿番号	性別
		ページ	男
		番	女
1.5cm	1.5cm	2 cm	6mm

裏

注 1 規格はおおむねの寸法である。

2 在外投票を行う選挙の場合にあっては、表面の「投票者
(代理記載人)」は

「在外選挙人の投票に使用
(在外選挙人)と記載するものとする。
投票者
(代理記載人)」

第四十二号様式中外封筒を次のように改める。
 第四十二号様式(第二十五条関係)

(外封筒(令第五十九条の四第一項の規定により請求を受けた場合))

表

選挙
郵便等による不在者投票
(外封筒)

印

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票者

投票記載年月日 年 月 日
投票記載場所 県 郡(市) 町(村)
番地

右の年月日及び場所において自ら投票の記載を
いたしました。

投票区	住 所	名簿番号	性別
		ページ	男
		番	女
1.5cm	1.5cm	2 cm	6mm

裏

(外封筒(令第五十九条の四第二項の規定により請求を受けた場合))

表

選挙
郵便等による不在者投票
(外封筒)

注意 投票者欄には、選挙人の氏名を記載してください。
また、代理記載人欄の氏名は、代理記載人が必ず
自分で書いてください。

投票者
代理記載人

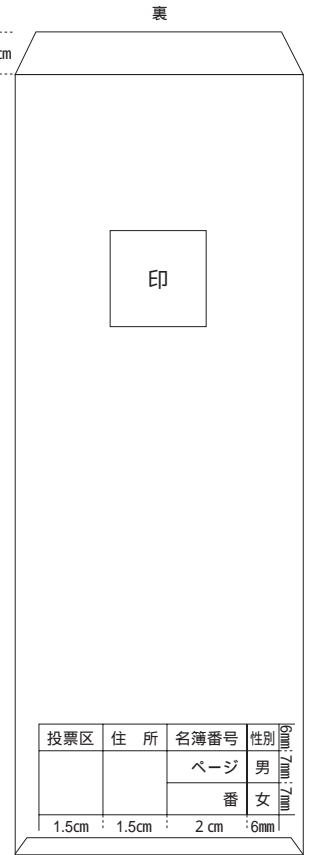
投票記載年月日 年 月 日
投票記載場所 県 郡(市) 町(村)
番地

右の年月日及び場所において次の代理記載人を
して投票の記載をさせました。

投票区	住 所	名簿番号	性別
		ページ	男
		番	女
1.5cm	1.5cm	2 cm	6mm

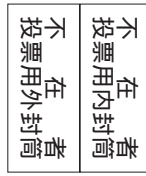
裏

注 規格はおおむねの寸法である。

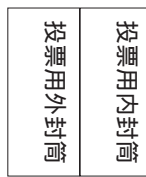


第四十六号様式中「不在者投票用封筒」を「投票用封筒」に改める。

第四十八号様式中



を



「郵便による不在者投票用封筒分」を「郵便等による不在者投票に用いる投票用封筒分」に改める。

附則

この規程は、告示の日から施行する。ただし、第二十二條、第五十條の二及び第五十條の三の改正規定並びに第三十五号様式の二及び第四十一号様式の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五條の三第一項の規定により、猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令三十三号）第五條の八第二項の規定により公表する。

平成十六年三月一日

青森県公安委員会委員長 榑 引 利 貞

講習会の日時及び場所

開 催 日 時	講 習 場 所
年月日 平成十六年 四月二十二日 受付時間 午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで 講習時間 午前九時から午 後三時まで	黒石市北美町二丁目四七の 一 黒石警察署 八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署 弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署 十和田市西六番町一の一 十和田警察署 五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署 青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部
五月二十一日 六月十八日 七月十五日 八月二十七日 平成十七年 二月十八日	〃 〃 〃 〃 〃 〃

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内

に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（二枚を添えて提出すること）。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付
講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃若しくは空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第五条の八第二項の規定により公表する。

平成十六年三月一日

青森県公安委員会委員長 榑 引 利 貞

一 講習会の日時及び場所

開 催 日	年 月 日	受 付 時 間	講 習 時 間	講 習 場 所
四月十六日	平成十六年 四月十六日	午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午後一時から午 後四時まで	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署
四月二十八日	"	午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで	午前九時から正 午まで	青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部
五月十二日	"	午前零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午後一時から午 後四時まで	十和田市西六番町一の一 十和田警察署
五月十七日	"	"	"	むつ市中央一丁目三の三三 むつ警察署

五月二十八日	"	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
六月三日	"	"	"	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署
六月十日	"	"	"	黒石市北美町二丁目四七の 一 黒石警察署
六月二十五日	"	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署
七月一日	"	"	"	南津軽郡大鰐町大字蔵館字 道添七 大鰐警察署
七月九日	"	"	"	三戸郡三戸町大字同心町字 金堀五九の二 三戸警察署
七月二十二日	"	"	"	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署
七月二十九日	"	"	"	三戸郡五戸町字下も沢向一 三の六 五戸警察署
八月十日	"	午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで	午前九時から正 午まで	青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部
九月三日	"	午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午後一時から午 後四時まで	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
九月九日	"	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署

十二月十日	十二月二日	十一月二十五日	十一月十八日	十一月十一日	十月二十九日	十月二十一日	十月十四日	十月七日	九月二十八日	九月十六日
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署	八戸市城下一丁目一六の二五 八戸警察署	黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署	三戸郡五戸町字下モ沢向一三の六 五戸警察署	三戸郡三戸町大字同心町字金堀五九の二 三戸警察署	むつ市中央一丁目三の三三 むつ警察署	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇七 鰺ヶ沢警察署	上北郡七戸町字大沢五七の四九 七戸警察署	北津軽郡金木町大字金木字芦野二一六の八九 金木警察署

三月四日	二月二十五日	一月二十一日	平成十七年一月十四日	十二月十七日
"	"	"	"	"
"	"	"	午後零時三十分から午後零時五十五分まで	午前八時三十分から午前八時五十五分まで
弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署	上北郡野辺地町字新町裏一の二 野辺地警察署	東津軽郡蟹田町大字中師字苗代沢三 蟹田警察署	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署	青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格
 青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

- 四 受講手続
- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書一通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。
 - 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。
 - 3 講習修了証明書の交付
 - 4 講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭